

## 多治見税務署での申告

受付日時 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日を除く) 午前9時～午後5時

会場への入場には「入場整理券」が必要です。(詳しくは、下記税務署からのお知らせを参照。)

※税務署駐車場は大変混雑します。駅北立体駐車場(申告期間中は120分間無料)を利用ください。

### 申告に必要なものは？

区分	対象	必要なもの
共通	申告をする全ての方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 朱肉を使う印鑑</li> <li>▷ 申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード</li> <li>▷ 身元確認書類(マイナンバーカードがあれば不要)</li> <li>▷ 「確定申告のお知らせ」はがき、または封書(税務署から届いた方のみ)</li> </ul>
収入関係	事業所得・農業所得・不動産所得のある方	作成済みの収支内訳書
	給与、年金のある方	源泉徴収票(複数ある場合は全て)
	報酬・上場株式などに係る配当所得のある方	支払調書、支払通知書(支払額、源泉額が分かるもの)
控除関係	国民健康保険、後期高齢者医療保険料、介護保険料 国民年金保険料、国民年金基金掛金などを支払っている方	社会保険料の支払証明書
	生命保険料・地震保険料を支払っている方	生命保険料・地震保険料の支払証明書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳・療育手帳または障害者控除対象者認定書(65歳以上で要介護認定を受けており一定の要件に当てはまる方は高齢介護課で発行ができます)
	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書(自身で作成してください) ※医療費のお知らせ(医療費通知)を使用する場合は添付が必要です ※その他、医師の証明書など(おむつ使用証明書など)が必要な場合があります
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ セルフメディケーション税制の明細書</li> <li>▷ 一定の取組を行ったことを証明する書類</li> </ul>
	住宅借入金等特別控除を受ける方(2年目以降) (1年目は税務署でのみ受け付け可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書</li> <li>▷ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</li> </ul>
	寄附金控除を受ける方	寄附先から交付された領収書など
その他	所得税の還付のある方	預・貯金通帳(本人名義)などの口座番号の分かるもの
	扶養控除を適用する方	被扶養者のマイナンバーが分かるもの

●詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。

**注意事項** ○令和2年分の確定申告より、医療費の領収書の添付または提示により医療費控除の申告を行うことはできませんので、必ず「医療費控除の明細書」を作成してください。

○その他の注意事項については土岐市役所のホームページなどをご確認ください。

## 税務署からのお知らせ

多治見税務署 (多治見市白山町1丁目209番地 / ☎22-0101・自動音声案内)

### 確定申告会場への入場について

確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。

### e-Taxで手続完了

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。



※掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

確定申告

検索

### 税理士による無料税務相談

期日 2月16日(火)～22日(月)

時間 午前9時30分～正午

午後1時～4時

場所 文化プラザ・ルナホール

対象 次のいずれかに該当する方

- ①令和元年分の所得金額が300万円以下の方
- ②令和2年分の消費税の基準期間(平成30年分)の課税売上高が3000万円以下、かつ①に該当する方
- ③給与所得者および年金受給者の方